資料２

前回検討会以降に実施した不法投棄拡大防止対策にかかる主な対応

環境省 環境再生・資源循環局

不法投棄原状回復事業対策室

前回とりまとめられた今後の方向性と実施した主な対応

（１）不法投棄等事案の未然防止のための発生源対策、拡大防止対策

（今後の方向性）

●不法投棄を起こしにくくする制度的な検討など、未然防止のための具体的な方策について新たな規制的措置も含めて検討を進めるべきである。

（主な対応）

○電子マニフェストによる処分業者の報告項目（処分方法等）の追加
廃棄物処理法施行規則の改正（2025年4月公布、2027年4月施行）

○スクラップヤードへの規制強化
廃棄物処理法の改正（2026年6月公布、2028年12月19日より前に施行）

前回とりまとめられた今後の方向性と実施した主な対応

（２）原因者責任の原則を踏まえた費用負担

（基本的方向性）

●産業界からの出えんにおいては、マニフェスト頒布団体等だけでなく、幅広く産業界から、社会貢献の観点で出えんされるべきであり、国は幅広い関係者に出えんを求めるべきである。

（主な対応）

○マニフェスト頒布団体等だけでなく、個社に対しても出えんを要請

（基本的方向性）

●現在の産業界からの出えん状況及び国の財政状況を鑑みるに、現行の補助率での基金の存続は困難であるため、基金の維持を最優先に、支援額の縮減を図ることも見据える必要がある。今後の基金による支援については、国は、有識者等関係者の意見を聴きつつ、支援事案に対する支援額の絞り込みの実施や、産業界・国・自治体間の適切な負担割合について、同種の国庫補助事業を参考に、引き続き検討を行うことが適当である。

（主な対応）

○Ｒ６年度から行政対応チェックシートによる支援額の絞り込みを実施
（行政対応が不十分等の場合には支援対象額から10%減）

○Ｒ７年度から補助率を見直し
（一律7/10の補助率から7/10、6/10、5/10の３段階の補助率に変更）